

第4 署名簿の審査

1 署名の証明

請求代表者から署名簿の提出を受けた市区町村選管は、その署名簿について審査し、署名の効力を決定して署名者が選挙人名簿に登録された者であることを証明しなければならない(法81②で準用する法74の2①)。

市区町村選管が、署名し、印を押した者が選挙人名簿に登録された者であることの証明をすることによって、有効と決定するものである。

2 審査期間

市区町村選管における署名の審査期間は、署名簿を受理した日(仮提出の場合は本提出の申出の日)から20日以内である(法81②で準用する法74の2①)。期間計算は、署名簿の提出の日の翌日を第1日とし、20日目に当たる日までである。

- 審査期間の規定は訓示規定であり、やむを得ない事情によってその期間を超過した場合であっても審査は続行される。
- 市区町村選管は、署名簿の提出を受けたときは、この期間内に審査を完了することができるよう、速やかに審査に着手しなければならない(昭32.11.9実例)。

3 審査の内容

市区町村選管における署名簿の審査は、署名簿自体の審査(形式的審査)と個々の署名が選挙権を有する者の自署によるものであるかどうかの審査(実質的審査)に分けて実施し、効力判定を行う。その際には、それぞれ「署名簿審査票」(様式第4号)及び「署名審査カード」(様式第5号)を用いる。

県に対する請求であるので、市区町村選管においては法定署名数の審査は行わない。したがって、市区町村選管は、提出された署名簿の署名数がたとえ数人であっても、様式第1号その2の文書で法定署名数に達していることが確認できれば、審査を行うこととなる。

- 署名簿の提出を受けた市区町村選管は、請求理由の内容の当否について審査権限を有するものではない(昭28.12.4最高裁)。また、事由の如何を問わず、証明ができないことを理由として請求を却下することはできない(昭28.6.24青森地裁)。

(1) 形式的審査(簿冊審査)

ア 署名簿の提出

署名簿が法定期間内に提出されたものであるか確認する。

提出期限を経過している場合又は当該署名簿が仮提出すべき期間中に仮提出されなかった場合には、市区町村選管は署名簿の審査を拒否し、却下しなければならない(令116で準用する令94④)。

イ 署名簿の審査

署名簿は、正規の形式的要件を備えた簿冊であることが必要であり、このため、各署名簿について、個々に形式的要件の審査を行うものである。

この審査は、「署名簿審査票」を用い、各簿冊単位でそれぞれ審査項目を確認し、要件の適否を判定する。この場合、審査項目として、次の事項が考えられる。

(ア) 受任者の審査

受任者の審査は、まず審査すべき署名簿から所要事項を「署名簿審査票」(様式第4号)に転記する。次に、受任者の選挙人名簿登録の有無について確認する。

- 受任者が選挙人名簿に登録されていない場合は、署名簿審査票の「受任者」欄の「無効」に○印を付し、当該署名簿のすべての署名を無効(簿冊無効)とする。この場合、当該署名簿について個々の署名の実質的審査は行わない。

(イ) 簿冊の審査

- ・ 請求書又はその写しの有無、内容
- ・ 証明書又はその写しの有無、内容
- ・ 委任状の有無、内容
- ・ その他

【判定基準】(形式的審査)

1 署名簿の添付書類を欠く場合

次の事項に該当する署名簿は、いずれも無効(簿冊無効)とする(昭23.12.1実例)。

- ① 請求書又はその写しが綴り込まれていない場合
- ② 証明書又はその写しが綴り込まれていない場合
- ③ 受任者が収集した署名簿に委任状(請求代表者の押印が必要)が綴り込まれていない場合

2 添付書類の内容に瑕疵がある場合

署名簿の表紙の記載が規則別記様式と若干異なっていたり、署名簿の有効無効欄や備考欄を欠いていたりするからといって、それだけではその署名簿が無効であるとはいえない(昭24.4.14実例、昭28.6.12最高裁)。

- ① 請求書又はその写し
 - ・ 県選管に提出された当初のものと内容が異なるものを添付した署名簿は無効とする(昭25.12.11実例)。
 - ・ 単に文字の相違が軽微な瑕疵であり、その相違があることにより内容に実質的変更を来さないならば、署名簿の効力に影響を及ぼさない(昭30.10.10実例、昭38.12.25実例)。
- ② 証明書又はその写し
 - ・ 内容に重大な瑕疵があるものを添付した署名簿は無効とする。
- ③ 委任状
 - ・ 請求代表者の全員によらない委任状又は請求代表者の氏名が自署若しくは記名されているが印のない委任状を添付した署名簿は無効とする(昭25.7.25実例、昭30.12.1実例、昭29.9.30神戸地裁、昭38.7.19新潟地裁)。

- ・ 受任者が戸籍どおり記名されていない場合でも、選挙人名簿との照合において本人た
ることが確認し得る限り無効とはいえない。
- ・ 委任状に記載されている委任年月日が代表者証明書交付前であっても、当該委任年月
日が代表者証明書交付申請の受理後であれば、当該委任状を添付して当該受任者が収集
した署名は有効である(昭33.1.29 実例)。
- ・ 請求代表者の氏名が自署でない委任状により収集された署名は、無効ではない(昭
37.6.7 東京地裁)。

3 余分な書類が添付されている場合

- ・ 署名し、印を押すことを求める際に証明書(写)、請求書(写)、委任状以外の余分なものを
添えてあっても、必ずしも当然無効とはならない(昭23.10.31 実例)。

ウ 以上により、「署名簿審査票」を用いて「受任者の審査」及び「簿冊の審査」を終了したと
きは、「署名簿の効力」について有効、無効を判定し、有効と判定された署名簿についてのみ
個々の署名についての実質的審査を行う。無効と判定された署名簿については、以下の実質的
審査は実施せず、簿冊無効として扱う。

効力判定について必要があると認めるときは、実地調査及び証人尋問を行うこと。

(2) 実質的審査

実質的審査は、前述「(1)形式的審査(簿冊審査)」により、有効と判定された署名簿について、
個々の署名の有効、無効の判定を行うものである。

審査は、「署名審査カード」(様式第5号。以下「カード」という。)を用い、次の要領によ
り行うのが適当である。

ア カードへの転記

「署名簿審査票」の審査の結果有効とされた署名簿についてのみ、その中の署名をカードの
①から⑥までの欄に転記する。

(ア) 転記の際は、誤字脱字等があってもそのまま転記し、判読できない署名については、その
旨を付記して転記すること。

(イ) 署名簿に記載がない事項があるときは、「×」印を該当欄に付けること。

(ウ) ①の欄には署名簿の表紙の番号を、②の欄には署名簿の中の署名番号を転記すること。

(エ) ③から⑥までの欄において、「#」、「同」等と書いて前の記載と同じである旨を表示し
ているものは、「#」、「同」等と転記しないで、前に記載してある住所、氏名等を転記す
ること。

(オ) 転記の際に明らかにその署名が無効であるようなもの(ゴム印等による署名、印のない署
名)については、カードの⑨及び⑩欄の該当箇所には○印を付し、選挙人名簿との照合は必要
がないこと。